

博物館とは

柴 正博

博物館とは

博物館は世界に4万館以上あると推定され、日本でも5,700館以上の博物館があります。博物館は、生物を含むモノを収蔵（育成）し、研究し公開することで後世に伝えるために系統だてて継続して行く機関です。そして、博物館が扱う対象（資料または「モノ」）によって、博物館にはさまざまな種類があり、それらは博物館という名前だけでなく、資料館、美術館、文学館、歴史館、科学館、水族館、動物園、植物園などという名前で呼ばれ、それぞれにその目的や内容、活動が多種多様です。

博物館法によれば、「博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法を除く。）が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。」とされています。また、ICOM（国際博物館会議）の定義やUNESCO勧告では、「博物館は収蔵・研究・展示を系統だてて継続し、後世に伝える業務を遂行する。」とされています。

博物館と図書館

博物館と類似しているにもかかわらず、日本において博物館と対称的な機関が図書館です。博物館は本来「モノ」の蔵であるのに対して、図書館は本来「文書」の蔵です。すなわち、図書館は人類の文化としての「文書」を保存し研究し、それを一部公開利用に供するという機能があります。同様に、博物館は自然の「モノ」や人類が創造してきた文化としての「モノ」を保存し研究し、それを一部公開し利用に供するという機能をもちます。

しかし、日本においては、図書館は国や地方自治体が必ず設置し、市民は無料で利用できるにもかかわらず、博物館は必ずしも設置されていないばかりか利用料金が徴収されます。すなわち、図書館と博物館は収集する対象物が違うだけで、ともに本来の公共的役割や使命が同じであるにもかかわらず、わが国における2つの機関の公共的地位には大きな違いがあります。この対称性は、日本において博物館が展示施設または教育施設、ないしレジャー施設として発達したところによるところが多く、それは今からでも改めなくてはならないと思います。

博物館も図書館も施設ではなく、機関です。施設とは、ある活動のために利用する構造物のことであり、機関とはある目的のために活動を行う組織をいいます。「もの」や「書」を収集し保管し公開するためには、「館」という構造物である施設が必要ですが、博物館と図書館はあくまでも機関であり、単なる施設ではありません。

博物館の機能

博物館は、「調査・研究」、「収集・保存」、「展示・教育」という3つの機能を有機的および組織的に行う機関ですが、従来それらの要素は独立した形で連結するイメージが持たれていました。しかし、博物館は「調査・研究」を基礎に置いていることから、広い「調査・研究」の上に「収集・保存」を重ね、そしてその上に「展示・教育」が重なる形とその方向が、博物館の機能をよく表すと思われます。滋賀県立琵琶湖博物館の運営基本方針では、「博物館の事業を1本の樹に例えると、展示や出版などの事業は枝葉や果実にあたり、保管された資料は幹、研究調査は根にあたる。」と記されていて、図1のようなイメージが示されています。これは、まさに博物館の機能をわかりやすく示していると思います。すなわち、博物館という機関が、「モノ」に対する研究から資料と情報を獲得して、それらを

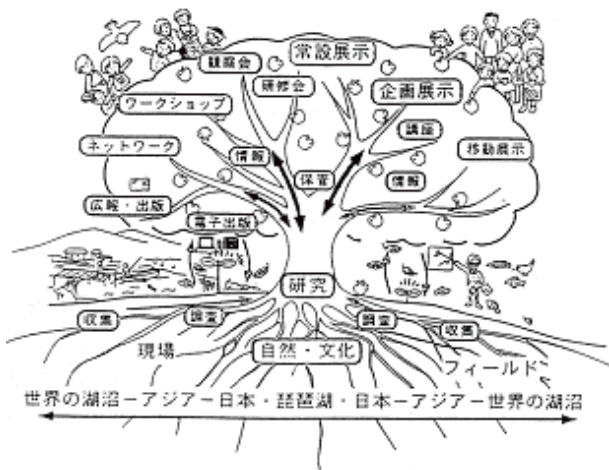


図1 滋賀県立琵琶湖博物館の運営基本方針

保管し、それらをもとに教育や展示などさまざまな事業を展開し、成長していく大きな樹木に例えられています。

自然史博物館とは

自然史博物館とは、大阪市立自然史博物館の館長だった千地（1978）によれば、「自然の姿を明らかにしてその成因や自然の体系を歴史的に理解し、現在と未来の人類社会のあり方に対して貢献するための研究教育機関。」と定義しています。千地（1978）はまた、「自然史博物館のテーマは特に現在も含めた第四紀の自然環境の変遷、すなわち人と自然のかかわりについて最も大きな力が注がれるべきである。」とも述べています。

人々は自然（大地）の上にすんでいて、人々の生活は自然の基礎の上に成り立っています。その自然を知らずに、無視して生活（上部構造）は成立しません。大場（1991）は、「地域の自然のもつ多様性はその地域にとって最大の環境資源である。」と述べています。これは、文化財と同様に地域の自然を「自然財」ととらえる考え方に通じます。また、青島（1991）は、「自然史博物館は自然環境行政の中核機関として位置づけられるべきである。」と述べています。すなわち、地域の自然史博物館は、その地域の自然環境の研究情報センターであり、その上でそれらの資料をもとにした生涯学習にかかわる教育機関、そして行政の中では自然環境に関するシンクタンクの役割をはたすべき複合機関であると、私は考えます。

現在、地震や地盤災害、気候変動などがあり、多くの人々が地球の自然環境に大変関心を持っています。しかし、わが国の学校教育では地球の

自然環境を把握するために基礎となる「地学」や「生物」の教科が軽視されています。高校では選択によってそれらの授業を多くの生徒が受けられないという状況もあります。また、自然環境問題という「ゴミを捨てない」など生活習慣や省エネルギー教育と摩り替えられ、肝心の自然環境の実態や変化を理解したり、その仕組みを探求する自然科学的なアプローチがほとんど含まれていません。

地球全体の自然環境問題も、まず自分たちの住んでいる地域の自然環境の実態やその仕組みを知らなければ、実際に自然環境の何が問題なのかを正しく認識することはできません。現在、自然環境の状態を把握するような仕事は誰が行っているのでしょうか。全国の都道府県でそのような機関はどれだけあり、どのようなデータが蓄積されているのでしょうか。そのように考えていくと、わが国には自然環境の状態を把握するような機関がほとんどないことに気づきます。各県のレッドデータブックの作成についても、いくつかの県で県立博物館や自然史博物館で行われた例もありますが、地域の自然環境の状態を把握することが地域の自然史博物館の役割のひとつとして、一般に理解されていないと思われる。すなわち、自然史博物館は歴史的観点で現在の自然の姿を把握し、将来における地域の自然のあり方を地域の人たちと検討する場である（柴，2007）と考えます。

自然史博物館の標本は、過去や現在の自然環境の実態としての証拠として残され、現在や過去の生物環境を知るための将来のデータとなります。しかし、もしも私たちが標本をほとんどもたなければ、将来の人は過去の自然環境について実物としての証拠を何ももたないことになり、過去の自然環境の実態を正確にとらえられなくなります。さまざまな標本を残すことは、それらが経済的な利益や資源として利用できることも含めて、人類が将来自然の中で生きつづけるための権利、すなわち生存権に係わる問題に対してより大きく役立つと考えられます。したがって、自然史博物館では、博物館自体を維持し、標本を永久的に保存し管理する機能を継続するために、博物館の活動を人々に正しく理解していただき、後継者や支援者を育てていかななくてはならないと思います。